

平成24年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月21日 午前10時00分		
	散 会	6月21日 午後3時03分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	7	山 内 聰		
	欠席（不応招）議員			
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	1	與 儀 常 次
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成24年6月21日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第31号	住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質 疑
3	議案第32号	今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第33号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第34号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第35号	平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	質 疑
7	同意案第4号	教育委員の任命について同意を求める件について	質 疑
8	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑
9	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

6月20日、昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第1.「一般質問」を行います。

11番 東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 おはようございます。平成24年6月13日に通告してありました会議規則第61条第1項及び第2項の規定により、4点について一般質問を行います。

まず1点目は、一括交付金についてであります。今定例会においても、この一括交付金は今帰仁村の分であります3億3,000万円の3分の2に当たります2億1,000万円余を上程されておりますが、その中身についてをお伺いしたいと思います。(1)としては、今帰仁村観光客受入強化事業について。(2)今帰仁村子ども教育充実事業について。(3)今帰仁村健康長寿作戦事業について。(4)今帰仁村福祉増進事業について。

大きな項目②で北山学園構想については、(1)として幼・小・中・高連携について。(2) 村立小中学校及び県立高校の任命権者及び組織・運営の垣根を越えた連携構想について。

③の今帰仁中学校の学校運営の中に文武両道がうたわれているが、部活動と進学の問題についてを伺います。そのうちの(1) 前年度及び今年度の高校入学志願者で第1志望校の未達成者の中に占める部活動経験者の割合について。(2) 体育系の部活動の学業成績での制限または指導はないか。(3) として体育系部活に対する学校及びPTAの物的(資金含む) 人的援助は多く見受けられるが、文系活動(進路指導等) はどうなっているか。

3の村営公共施設の一般賃貸借基準について。④村営学校跡地、ホテル、山林バンガロー、海浜娯楽施設、今帰仁の駅そーれ等の賃貸借基準(期間・金額) がまちまちであるが基準はどのようになっているか。

4として旧沖縄県立古宇利診療所跡地の跡地利用について。跡地利用については、(1) 同施設の今帰仁村の跡地利用計画についてはないか。それから(2) 古宇利区の利用計画は。最後に(3) 民間からの跡利用申請について。以上、お伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 東恩納寛政議員の御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金につきましては、平成24年4月19日に内閣府から沖縄振興特別推進交付金交付要綱が示され、平成24年5月7日に沖縄県から沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱が提示されました。今帰仁村では、その交付要綱に基づく事業計画案3億3,000万円の事業から優先度の高い事業として2億1,000万円余りの事業費を6月補正に計上しています。

その内訳としましては、観光の振興に資する事業に1億7,000万円、福祉の増進に資する事業に3,400万円、教育の振興に資する事業等で700万円となっております。

次に(1) 今帰仁村観光客受入強化事業について。観光客受入強化事業は、市町村交付金交付要綱では観光の振興に資する事業等に分類されています。その主な事業名としては景観形成強化事業、観光客誘客事業、観光拠点整備強化事業があり、景観形成強化事業では透水性舗装や簡易舗装等を計画しております。

観光客誘客事業では、グスク桜まつりや北山の風、マラソンコース認定等を計画しています。観光拠点整備強化事業は、村づくり交付金事業で採択メニューにはない事業として太陽光発電システム設置、活性化施設の備品購入、観光案内板設置等を計画しております。

(2) 今帰仁村子ども教育充実事業について。交付要綱では教育の振興に資する事業等に分類され、今帰仁村の事業名は人材育成事業で、ふれあい少年の翼事業を拡充した計画となっております。

(3) 今帰仁村健康長寿作戦事業について。交付要綱では福祉の増進に資する事業等に分類されています。住民が寝たきりや認知症をおくらせ、健康で楽しく暮らし、健康寿命を延ばせるよう暮らしに根差した健康づくりを行える環境を整え活用しやすい福祉体制を確立し、健康の因果関係を明らかにして健康長寿基本システムを構築する目標で5年間計画を考えております。

(4) 今帰仁村福祉増進事業について。(3)と同じく交付要綱では福祉の増進に資する事業等に分類されている事業で、小学校の屋外運動場に夜間照明施設整備と屋外トイレ施設整備を計画しています。一般成人の自主的・自立的なスポーツ活動、心身の健康保持増進、人々の交流促進を目指した計画となっております。

次に4についてお答えをいたします。(1) 同施設の今帰仁村の跡地利用計画はないか。現在、跡地利用の具体的な計画はございません。沖縄県病院事業局において、今帰仁村への譲渡を検討しているとの報告が今年5月15日にありました…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時08分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 飛ばしておりますので、3について答弁したいと思います。

3. 村営公共施設の一般賃貸借基準についての御質問にお答えいたします。御質問の施設は貸付施設と管理委託をしている施設がありますが、貸し付けに対し特に基準は定めては無く、個別に判断しています。個別の状況は以下のとおりでございます。

村営学校跡地については文科省の通達により無償貸与となっております。期間は10年から15年。

ホテルについては梯梧荘跡地と理解しますが460万円。期間は4年6月。

山林バンガローは賃貸借ではなく指定管理委託料100万円。期間3年。

海浜娯楽施設、村民の浜は運動公園の管理一式としてNSC(ナスク)に委託管理しています。1,633万8,000円。期間1年更新。

今帰仁の駅そーれは無償となっております。期間は1年更新。

次に4についてお答えいたします。旧沖縄県立古宇利診療所跡地の跡地利用計画について。(1) 同施設の今帰仁村の跡地利用計画はないか。現在、跡地利用の具体的な計画はございません。沖縄県病院事業局において、今帰仁村への譲渡を検討しているとの報告が今年5月15日にありました。国庫補助金、起債等の償還があるため、部局内での判断に時間がかかるのとことごとでございます。村では、普通財産で受けるのか、行政財産で受けるか検討していきたいと考えております。

(2) 古宇利区の利用計画は。古宇利区からの診療所跡地に関する利用計画はございません。

(3) 民間からの跡利用申請は、利用したい旨の説明は、役場には3件ほどあります。沖縄県からの譲渡の条件等の具体的な説明がない状況、村の譲渡の受け入れについて普通財産、行政財産によるかによっても跡地利用の内容が異なってきますので申請、要望については説明を受ける程度にとどめている状況であります。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 それでは、東恩納寛政議員の御質問にお答えいたします。

まず(1) 幼・小・中・高連携について。従来から幼・小連携や小・中連携、中・高連携を実施しておりますが、さらに進化・発展させ今帰仁村の地域特性や人材資源を活用し、学校種間の垣根を取り払い、相互連携や改革を目指します。

幼・小連携については、幼稚園は小学校に併設されており、濃厚な連携を実施しております。また、小・中連携については、年3回の授業研究会を実施し、小・中授業改善に取り組んでおります。中・高の連携は、これまで国・数・英・進路の担当者による情報交換会を実施しておりますが、隣接する校種だけではなく、全学校・園においても学習の意欲づけやキャリア教育の観点から教師だけではなく、中・高生を活用した実践や取り組み内容も検討してまいります。

(2) に任命権者及び組織・運営の垣根を越えた連携構想について、お答えいたします。幼・小・中学校の服務監督権者は市町村教育委員会ですが、高等学校については県教育委員会です。北山学園構想でも幼・小・中は今帰仁村教育委員会が統括しており、北山高等学校は沖縄県教育委員会であるため、県立高等学校については予算面の措置や直接的な指導・助言要求はできない関係にあります。

しかし、本村にある北山高校としての愛着や村民の期待と要請は無視できません。そこで、北山学園構想を契機にその垣根を取り払い、本村の人材育成の視点としての予算措置や幼・小・中の教職員の連携や生徒の交流、共通実践を通して改革をしていきます。

一貫教育の内容についても各種研究会や各学校で検討を重ね、どの校種にも有益な授業を実施してまいります。

③今帰仁中学校の部活動と進学の問題についてお答えいたします。(1) 部活動経験者の割合についてでございますが、平成22年度は3名中1人で、割合は33.3%。平成23年度、これ去年ですね。14名中9名で64.3%。割合はこういうふうになっているわけです。以上のように今帰仁中学校の部活動加入率が現在、約9割です。約9割近くを占めているのが現状で、部活動を頑張っている生徒のほうが明らかに合格率は高いという結果になりましょう。したがってさきの2名とか、14名というものは、これをもって即断することは非常に危険だということです。

それから(2) 体育系の部活動の学業成績での制限や指導はどうなっているか、お答えします。部顧問の指導方針に任されており、顧問の判断によります。中学校では毎日チャレンジノートという家庭学習がありますが、それをやっていない場合は部活をさせずに放課後、それを終わるまで部活動はさせないという方針です。夏休みの宿題・課題も同じです。また、部によっては定期テストの勉強会を実施している部もあります。

それから最後(3) 文化系活動(進路指導等)への支援の状況です。文化系の活動への支援については、

具体的に挙げますと吹奏楽部や少年の主張大会への派遣費補助、それから英語スピーチコンテストの派遣費支出、地区・県音楽発表会、県学級合唱コンクール等への派遣費支出、このように文化系の派遣についても体育系と同様、派遣費等の支援をしております。

続いて進路指導の支援について。教育相談、例えば個人面談などでの進路相談、あるいは学習相談の実施、それから三者面談での進路指導相談や進路パネルディスカッションの実施。それから高校体験入学の実施。現在の入試制度は高校進学率の向上、受験機会の拡大、自分の希望にある進路実現に対応するため二次募集の制度が確立されております。中学校の進路指導も入れる高校への進路相談ではなく、入りたい学校へのチャレンジも視野に入れて進路指導を行っており、生徒の希望と実力のミスマッチもありますが、第1希望の実現に向けて、今後は入試に向けて最大限の努力を生徒も保護者も学校も行っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 一般質問の第1回目の答弁がひとところ出てきて15分かかっていますので、ちょっと時間が足りないかと思うんですが、一つ一つ精査していきたいと思います。

まず1点目の振興特別推進交付金事業の補正に関してですが、今回は今帰仁村観光受入強化事業と子ども育成事業、それから健康長寿、それから福祉と全体の3分の2の予算を、このほうに充てております。これから一括交付金がどのようになるかというのが、これからの注目なんですが、この1から6までのものを全部精査してみたら、今回の補正予算上に全部上程されておりますが、説明の欄にはほとんどないのが出ておりますのでちょっと確認をしたいのですが、環境保全美化作業にハブエンド野犬対策というのが647万円となっております。

それからもう一点、観光誘客事業はマラソンコース認定とありますが、ちょっとそれについては補足説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの一括交付金事業の中で補正予算にはハブの対策の計上があるんですけども、一括交付金の資料にはないということなんですが、このハブ対策についても観光力強化事業の範疇に入りまして、その対策費として4款の環境事業費のほうに計上しているところであります。

事業の概要としましては台湾ハブをはじめ、外来生物の駆除をするために捕獲器の設置・回収を行い地元住民や観光客の咬傷事件を予防し、住みよい村、そして観光地としてのアピールを行い民泊を安心して実施させる、また野良犬の駆除も同様に行い、環境衛生の分野で安全確保をするという環境に資する事業ということで、観光力強化事業の一環として含まれた計上となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

観光客誘客事業の中のマラソンコース設定でございますけれども、高校駅伝が認定を受けております、マラソンコースのですね。そしてこれが来年の8月で期限切れということで更新になります。それも一つ、今年で一括交付金を利用して早目に更新したいという考えと、それと古宇利ハーフマラソン、これが公認になりますと、要するに申込者がふえるということで、これも公認をとって観光客をふやしていきたいと

いう事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明でわかりましたが、このマラソンのことがちょっとどちらのことだったのかなと思ったんですが、古宇利のこともあったのかと思います。きのうもハーフマラソンについては質問がありましたが、時期の問題も含めて来年については、もっと慎重に、また委員会があると思います。検討していただきたいと思います。

次の子ども教育充実事業については、特にふれあい少年の翼というふうになっております。これは項目の中には746万7,000円となって、ふれあい少年の翼として提案していますが、今回の上程の280万円は減額されています。それにかわるものだと思うのですが、これからすると280万円から700万円と2.6倍ほどの事業量になっています。すべてこれにつき込んでやるのかどうか、それはそうであればとても歓迎すべきことで、今後とも続けられればいいことなんですが、この辺については、ちょっと内容について説明を求めたいと思います。ふれあい少年の翼事業の教育総務費に746万7,000円、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質問にお答えいたします。

このふれあい少年の翼事業の、これは拡充です。要するに当初予算で280万円計上したのを今回で減にいたしまして、700万円余りを全部ふれあい少年の翼につき込む予定であります。2.5倍でしたか、こういうふうにありましたけど、これは参加者の、要するに団員から4万5,000円徴収しております。そういう中で全部含めたら約500万円余り出ております。そうしますと約1.4倍になるんですか、そういう関係で全部、今のところは負担金を取るか取らないかは一応これから実行委員形式の中でやっていきますけれども、我々が予算計上した中では、この負担金を徴収しないという計算で行っております。

それから1日を、これまで3泊4日でございましたけど、4泊にふやす予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 少年の翼事業は、やはり思った以上の増額ということで大変歓迎したいと思えます。

きのう、教育長からも少年の翼については説明がありました。平成12年以前までの、いわゆる今、1日のことがありました4泊5日、それから小学生6名が6単位にプラス中学生のリーダーが6名と、そして引率8名で50名の増員だったのが、いわゆる対米請求権事業で減になりまして、当時までは350万円だったと思います。それから280万円、70万円ほど減額されて、途中で何度か消える可能性もあったところを持ってきたのはよかったものだと思いますが、さらに4泊5日というものを3泊4日に削り、それからコースも1日減らし、1カ所は羽田もなくなっていると。実際に携わった者として見れば、すごい事業の縮小であるんです。子供たちの夢も小さくなってきていると。私はどちらかということ、平成8年に随行した者としては村民の子供たち全部が経験すべきだろうと常々思っていたところで、今回の一括交付金をこのように利用するというのは、とてもいいことでありますし、ただ、これが恒常的経費として今後も認められるかというのがあります。

それから今の件ですが、1日ふやすことと家庭の負担が4万5,000円、かなりきついところもありまし

て、今までの調査の中でも小学校5年生のくじ引きで行けるという中で、当たった家庭が辞退をしたという例もありました。とても残念なことで、この経済的なことで行けなくなったというのはですね。以前からこれの撤廃はどうかならないものかということ是要請していたところですが、今回の一括交付金はとてもチャンスであると。これについては、すごい歓迎もしております。

できれば、もう少しふやして行って、今は作文制になっていると思うんですね、その採用も。それをもう少し緩くして、もっと行けるチャンスを広げていくということ、試算上は2.6倍ですが、今の課長の説明では1.4倍ほどとなっていますが、それでもすごい量の増大でありますし、事業量の拡大だと見ています。

それから今の負担金が半額ほどにもなれば、もっと行きやすいのではないかとということで、これについてはぜひ今後とも力を入れていただきたいと思います。

ただ、少しそれに危惧するところがあるのは、今回も280万円の予算を減額していますので、一括交付金を当てにしているということで事業の始まりは多分9月ごろにはなると思うんです、10月ごろから研修も始まりますから。もしそれが認められなかった場合の対応についても考えておられるかどうか。ほかの事業もそうですが、いろいろ一括交付金を当てに当初予算に計上していた金額が減額されているのが結構ありますので、例えば年度末まで待てる事業ならまだいいのですが、来年の2月には実施する少年の翼というのは夏休みからある意味では準備をしますし、募集も始まると思います。その対応策は既にとられているのかどうか、今回280万円を減額し、一括交付金を当てにしているところですが、内定についてはまだだと思います。そこの見通しは村長も含めて立っているのかどうかを、答弁を伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質問にお答えいたします。

実際今のところ未定ではございますけれども、県とキャッチボールしている段階でいろいろ問題点も指摘して、どういうふうな、問題点を投げかけられたときは、どう投げるかというキャッチボールをして調整しておりますけれども、実際にはどうなるかは、はっきり言って未定でありますけれども、我々担当といたしましては、ぜひ認可されるよう頑張るだけでございます。

例えばこれが認められなかったらどうするかということでございますけれども、やはり村の280万円を復活させるしかないと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大変前向きな意見で歓迎するところです。

具体的に今、1日ふやすことと、それからコースも、人員については予定はしてないのかどうか。それと、宿泊地の、今は民泊を頼りにしていると思います。どうしても民泊には限りがありますし、それから受け入れ側も民泊でないとできないと。そこのほうの計画は、もっと詳細にできているのかどうか。人数をもう少し増えるかどうかですね、計画があれば。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 今のところは36名でございますけれども、民泊ですね、はっきり言って今のところ、とても実情的には厳しい状況であります。例えば去年、一昨年とやってきましたけど、やは

り受け入れ側の酒田市ですね、非常に民泊の受け入れに苦慮している状況でありますので、やはり相手があることでもありますので、36名からふやすか、ふやさないかというのはまた酒田市とも相談しながら、そして実行委員会もごさいますので、実行委員会の中で諮っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 先ほど聞き忘れていましたけど、この負担金については従来どおりですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

これもやはり実行委員会の中で決めていかないといけないんですけど、この予算からしますと今のところ計上は、負担金は一応とらないと、負担金はないということで計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 人材育成事業については、120%できれば、それは素晴らしいことでもありますし、これはぜひ内定させるようにまた努力していただきたいと思います。

それからもう一点目の今帰仁村福祉増進事業の中に夜間照明設備事業、学校管理費に2,245万7,000円、それからトイレの484万円ですが、これについても説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質問にお答えします。

この福祉増進事業に関しましては、スポーツ振興法にかわりスポーツ基本法が制定されたことにより、村内の各小学校運動場に照明設置・開放することで一般成人の自主的・自立的なスポーツ活動、心身の健康保持・増進、人々の交流促進を目指した基盤整備を行うことを目的としております。

具体的には、今年度は兼次小学校と今帰仁小学校に照明設置を予定しております。また兼次小学校へ屋外トイレ設備を設置して児童や教員だけでなく、一般に開放できる施設として有効利用を図る予定であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明ですが、今帰仁小学校馬場の、その小学校の後ろだと理解していいですか、その照明は。

それで今回この管理費の中に出ているというふうに聞きました。これは前々回の一般質問の中でも何名かが出てきたと思います。少年野球の夜間の練習に支障があるという教育長の答弁もありました。それはそれなりに納得しております。630運動との兼ね合いもあるし、今帰仁村の当面の方針としては、いわゆる運動公園の外灯を一点にして、そこで練習をしてもらおうという一つの教育委員会としての理念だったと思います。今回、たまたまこの一括交付金ができただけということであれば、それは大いに結構ですが、そのときの考え方の整合性と、どのように違うのか。お金がなかったからできなかったと言え、それで済むわけですが、当時の一般質問での答弁とやや変わっているような気がするんですね。そういうところは説明を求めて、今後、例えば630運動との兼ね合い、そこにどういうふうに今の照明と整合性を説明するか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ **学校教育課長 与那嶺敏秋君** これは、この照明に関しましては、あくまでも一般成人向けの健康増進という目的で照度なども実際どの程度かというのを照度計を持っていつてはかって、野球が試合ができるような照度ではなく、それでありながらジョギング等、簡単な一般成人のスポーツ活動に関しては支障がないというような照度で設計を考えております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 説明ではちょっとわかりにくいのですが、この一括交付金を利用し照明をするということは理解しました。

今後ともこれをつけていくには維持費がかかると思います。一括交付金の性質は維持費には該当しないというふうに聞いておりますので、この場合の照明のあり方をどうするのか。例えば自動照明にする、あるいは利用者がスイッチを切れるような形にする、または幾らかの使用料を払っていただくとか、その辺があると思います。どちらかになりますでしょうか。

○ **議長 久田浩也君** 举手願います。学校教育課長。

○ **学校教育課長 与那嶺敏秋君** ただいまの御質問にお答えします。

スイッチ等を入れるのはもちろん利用者が入れる形になりますけれども、今のところタイマーで10時には切れるようにということで考えております。

それと照明ですけれども、今回はLEDを考えており、相当な維持費の削減にはなるということで、利用料をとるとか、そういうことは考えておりません。現在のところですね。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 照明設備については、こちらは大賛成であります。とりあえず今回、一括交付金の内定がいつになるかわからないわけですが、設置の予定はいつごろにしておりますでしょうか、まずその点を。

○ **議長 久田浩也君** 学校教育課長。

○ **学校教育課長 与那嶺敏秋君** このほうも今回の6月補正に計上してはおりますけれども、先ほどの少年の翼事業と同じように県と、それと内閣府ですね、やりとりをしているところでございます。この交付金の内定及び交付決定などが出したい、実施をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○ **議長 久田浩也君** 11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 交付金次第だということで、今回の交付金2億1,000万円。ほかの課もあるかと思いますが、内定についてどなたか答えられる、村長でもよろしいのですが、いつごろになるのか、8番議員ではないんですが、いつごろできるのかというのはちょっと確認したいと思いますが。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 島袋隆則君** ただいまの質問にお答えいたします。

いつごろかということなんですが、これはまだ担保をもって具体的にいつということとは述べられません。

期待感で申し上げますと、内閣府、県との今やりとりの中で少年の翼等は指摘・訂正事項はございません。ただ、照明とか、そういうものについては、まだまだ詰める余地がございますので、いつだということとはちょっと申し上げられないような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 一括交付金は以上にしたいと思います。

2つ目の北山学園構想について、先ほど教育長から丁寧に説明がありました。きのうも9番議員の質問に大変懇切丁寧といたしますか、ありまして、理解が得やすかったのですが、この前6月5日に学対推進協議会というのがありました。その中でも、きょうの議場に臨席しております新城主事から細かい説明がありまして、私はあれでよく理解はしたんですが、いま一度、このときの説明資料をぜひ教育長に、A4 1枚ですので、抜粋して読み上げていただきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えいたします。

私ども教育に直接関係している者は、いかにすれば今年度の北山学園構想が隔々まで行き渡って、村を挙げて北山高校の編成合併に、吸収合併でなくなることはないよとということ、全力投球という強い思いがありまして、北山学園構想ということで特に先日はその発表会もやったんですが、かなりの関心を持たれた方々がいらっしゃって、あの大会はそれはそれなりに成功したと思うんですが、どうしてもまだ一部でありますので、寛政議員の強い思いもありまして、そのときの資料を抜粋してそれを読み上げることによって多くの方々の理解と、理解がなければ物は前に進みませんので、そういうことがありましたので私としても大変ありがたい、いいチャンスだと思っております。

今、皆さんの手元には資料はないと思うんですが、私はかなり多く刷り物をしてありますので、この議会でも終わりましたら後でごらんになってください。それから抜粋をしながら簡単に説明したいと思います。

まずこの北山学園構想、この北山学園というのが下手をすると北山高校の代名詞にならないように、これが非常に危惧するところ。今帰仁村今帰仁学園構想というと、何かぴんと来ない。非常に凡名に近いわけですから、これを何とか光あるものということ、あるいはその夢を乗せてというふうなこともあって北山、これは城下町という我々郷土の誇りを、この北山という名前の命名の中に入れて、装いも新たにスタートしようという大きな思いを入れて北山学園、その構想というふうに命名したわけです。

名称の由来は、もっと簡潔に申し上げますと、琉球史の三山時代の北山、今帰仁城跡の城下町として今帰仁村の学校を総称して北山学園としました。その構想と言うわけですから、構想というものは一体どういうふうな思いがあって、それを実現していくかという大きな土台になりますので、そこを少しばかり説明させてください。この構想のビジョンとしましては、今帰仁村内幼稚園が3つ、小学校が4つ、中学校1つ、高等学校1、村内にあり、そのすべての学校の幼児・児童生徒の成長、学力向上とか文武両道の学校、それと進路実現。これ最近進路指導というのは、これまでの学校の文科省による指導要領という大きなカテゴリーの中には主として中学になった時期から進路指導というのが学校教育の中であったんですが、これをキャリア教育という言葉に置きかえて進路指導を中学校からは遅いと。キャリア教育、これが今、主流になって教育の大きなうねりになっていきますので、これをぜひ御認識いただきたい。

それはどういうことかといいますと、人間は十人十色、人それぞれの個性というのがあって、みんなその人でなければならない大きな宝物を温存している。ですから幼稚園から、小学校から、その個性に合っ

た指導をしていこう。これが大きな従来の考えの進路指導と変わったキャリア教育。ですから小学校でも中学校でも、もちろん高校でもキャリア教育という大きな枠の中で、その個性の伸長を図ろうというふうな概念であるわけです。

そういうキャリア教育の充実に向けて今帰仁村を一つの学園として地域教育資源を活用し、あるいは地域型一貫教育を行う構想である。これが構想の大きな根っこになります。

それから今帰仁村が目指す一貫教育というのは、よく一貫教育と言いますが、これはあえて申し上げますと、これまでにない地域型の一貫教育を本村は目指します。すなわち併設型だとか、あるいは連携型という他市町村にちよくちよく見られるようなものと違うと。つまり地域一体型ということが、それです。

具体的に申し上げます。たくさんありますが、二、三かいつまんで申し上げます。本年度の目玉としては、まず海外短期留学の財政支援、それによって中学生2人、高校生1人、実際には1対1で中学1、高校1で、この間面接もして、その事前教育をしております。それからALTの1人増員、名桜大学生による学習支援ボランティア（35週）、これはきのうも少し触れました。それから常に先進地域、つまり他府県です、そこに行って最新の情報を常に仕入れて、そのノウハウを本村に当てはめて改善に改善を重ねていこうという思いがあります。

それからもう一点の目玉は、直接文部調査官を、これは県の大きな教育施策との連携で要請をすれば、この要請の内容によっては本村に呼ぶこともできるということが、ほぼ見えてきましたので、そこも一つの点じゃなくて大きな同心円として中央からもいろんな意味の刺激を受けたいと思っております。

それからもう一点、プレ中学入試、プレ高校入試。これ、ちょっと説明させてください。これは今までにない発想です。中学校に小学生が上がる時には大きな緊張感があります、入試はないけれども。特に4つの小学校が1つの中学校になるわけですから、子供の緊張感というのは非常に大きいです。したがって小学校を卒業して、はい中学校と言って、そこに集団生活になれるには二、三カ月最低かかります。そういうこの極度の緊張感も和らげながら、子供たちに事前の指導はないか、これがプレ中学校入学、これを入試として事前指導を行います。

それから次はプレ高校入試、高校入試一本勝負で3月に試験を受けるんじゃないで、実際に今帰仁中学校の子供たちが北山高校のあの会場に行って、10月に計画しています。あの緊張感の中で本当に学問をするということはどういうことなのか、これは体験的にさせようということで、そのことが契機になって、より真剣に学習に打ち込むと、そういう動機づけもしようということで、これはかなりこれまでにない大きな改革事業じゃないのかなと思っております。等々、まだありますけれども、いろいろビジョンを今、定着させるために頑張っているところであります。どうかこれからも関心を持って、いろいろ指摘をしてください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 たくさん説明していただきましたけれども、ちょっと時間がなくなりそうなんです。

今、これのちょっと肝心なところを読んでいただきましたのですが、一貫教育校とはというのが主事

から説明がありまして、これはフロアからも実は質疑があったので、ぜひ聞いておきたかったんですが、ここの中で北山校は、一貫教育校というのはいろいろあると、併設型、連携型、そして高校入試がない一貫高校もあるんですが、北山校は高校入試のあるほうだと、説明がありました。高校入試があるということは、結局附属中学校ではないということであると思います。それは何を求めているか、目指しているのかというのがよくわかりにくいんですが、今、北山校がいわゆる理数科の存続と学校の存続というのがありますが、この附属というのには逆に言うと、ほかから入りにくくなると私は思っているんですね。そのところだけ説明してほしかったんですが、ちょっとなかったものですから。これはぜひもう一度確認しておきたいのですが。私は逆に今、これだけの構想を持っている、フロアでも言ったんですがALTの2人配置というのは、1つの中学校と4つの小学校には逆に少ないと。中学校は1人でいいんですが、小学校は4つもあるんですから、せめて2人は欲しいと。

それから主事が特に力を入れていたのは、これは入学試験がない学校じゃないと、入学試験があると。逆の裏の発想から、入学試験なしがいいと。つまり今帰仁中学校に来れば、そのまま北山校に入れるんだということを村外の皆さんにアピールすれば、北山校に入るには今帰仁小学校に来ればいい、今帰仁中学校に来ればいいという発想が逆になるんだと。そのこのところを、この1から10まである事業を全部して、今帰仁中学校、あるいは今帰仁村の小学校、中学校、幼少というのは、すばらしいところであるということに昇華していけば、北山校の存続、それから理数科の存続はかえってたやすいんじゃないかという大胆ではあるんですが、それは教育長、いかがでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ずばり言って、これはイージーゴーイング (Easygoing) です。1つは全力投球で、まず学力をつける。学力向上ですよ、それが1つ。

それから余り大きな声では言えないですが、無試験で希望すれば中学校から高校に入れるということになると、この学習に対する動機づけだとか、そういったものもいろいろあるんですけど、大きな声で言えないんですけど、あるんですけどもね。こういうことで安閑として部活オンリーでもし入っていったときに、我々が抱く今帰仁村の命運をかけた人材育成という立場からすると非常に不安があるんです。今の提言は、提言として考えさせてください。決してこれをノーと言うわけじゃなくて、今、私たちが教育委員会が求めているのは、しっかりした学年相応の力をつけて、どっこい入試であろうとなかろうと高校は高校のレベルの力を持っていくという、ここを私たちは大きく学力向上の理念の中に持っているものですから、御意見は御意見として伺いながらも、今、当面はここに示されているような方向でいきます。御了解ください。以上。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 なかなか時間のないときに、これは難しいことではありますが、ぜひ一考していただきたいと。もちろん県内でも唯一県立で中学校からストレートに入れるのが今帰仁村にあるというのは、私はある意味では全県の中にユニークな学校として残るんじゃないかと。

それから今帰仁村は農業立村ですから、北山校だけというふうにすると逆に後継者不足ということになるかと思います。じゃあ農業はどうするんだと。もし名護市にある北部農林高校が今帰仁村にあれば、そ

れはもっとよかったと思います。それこそ経済と一貫になって、今帰仁村の農業立村の今帰仁学園ができたと思うんですよ。これはちょっと理想論になるんですが、きょうは時間が余りありませんので次にいきたいと思います。

4番目の村営公立の賃貸について、これも簡潔に質問をしたいと思いますが、今ありますとおり1年から15年まで全部まちまちですね、この期間が。だからそれは第1回の答弁にそれぞれ個別に考えているとありますが、個別の基準が何なのかですね、例えば今帰仁の駅そーれは1年である。この前、開校したばかりの障害者施設の「がんばろう」、あれは10年であるというふうに新聞に書いています。そしてさらに今話題である「あいあい」は15年であると。1年から15年までというふうに区切っている理由もよくわかりませんが、個別に考えるというのはどういう意味なのか、これは村長が答弁できるかと思いますが、個別の意味と今後ともこのようにしていくのか、基準は何になっているのか。となると、その時々々の為政者によって全部変わってくることとなります。今帰仁村の賃貸借住宅の、その貸借基準というのはどこにあるのかですね。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁したわけですが、各施設ごとに特別に基準は定めてなく、個別に判断をしております。

私は、そのほうがいいというふうに思っております。といいますのは、この事業そのものを含めて全部違うわけですね。同じ施設で同じような目的で施設を借りているわけではないわけ、それぞれの目的、そして投資、含めて全部違うわけでありまして。そういう中で、やっぱり1年更新もあるし、10年、15年ということがありますが、これはそれぞれ決めるというのは非常に難しいと、逆に。そういうふうに思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 難しいと言うんですけど、実際には10年だろうと15年だろうと見直しはあるわけですから、15年ぐらいで見直しするというのはお互いもないと思うんですよ。いないというのは、ここにいないという意味ですね、亡くなるという意味ではないですよ。ですから、基準は1つつくるべきだと思うんです、2年であろうと、5年であろうと。その間で見直しをして、この事業はどうなるということを考えるという期間は短いほどいいと思うんです。長くなればなるほど、自分が例えば今の村長が決めたとしても、次の更新をするのは別の村長になるかもしれない。だからそういうことになれば、そのときの村長が今いいと思いますというのは、次の村長がそうではなかったと言われたら、どういうふうに答弁するわけですか。だからそういう観点からでも、基準は明確に区切ったほうがいいと思うんです。

村民のいろんな意見があって、我々も聞かれるわけですね。どうしてあれは10年なんだと。また、あれは15年なんだと。そのたびに私たちは村長がこれがいいんだと言うだけでは説明できないわけですよ。1年でも2年でも見直しはできるわけですから、別に1年で終わりですよという意味じゃなくて、指定管理者ならそれはその期間がありますのでしょがないですが、この賃貸借はあくまでもこの期間までにどの程度の利用ができたかというのを検証して、じゃああと1年延長しましょうということが可能なんです。ただそれがいいというだけでは私たちは納得できないんですけど、再考できないですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 投資のないようなものであれば、それは非常に決めやすいんですよ。その中で例えばの話、今、旧今帰仁中学校跡地に入ろうとする企業があります。これは10年です。その中で、ものすごい投資をするわけです。それを1年とか5年でしなさいと言っては、ここに使用する、利用する企業はいないというふうに思っています。いや更新と言うけど、それはわからないわけです。ですから、これは私はそれぞれの個別、これは公平に、村長が個人的に決めるわけではなくて、選定委員の中で決めますので、これについてはやっぱり一律では非常に難しい面があるというふうに思っています。

ただ、御指摘の、これをじゃあ今ある全部別々がいいかどうかということについては、課長会でも検討をさせていただきますけど、ただすべて一律に何カ年というのは非常に難しいものがあるということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 最後の古宇利診療所跡について、休止になったのはいつごろからですか。今、単刀直入にいつですか、休止になったのは、古宇利診療所跡。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質問にお答えします。

平成19年4月から休止になっています。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ということは5年ですね。でも今のこの答弁、第1の答弁にあったんですが、計画がないと聞いていますが、古宇利では老人クラブが利用したいと、それから民間からもあるということなんですが、これは間違いはないですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいま古宇利区のほうでは老人クラブのほうで利用したいという御質問でございますけれども、古宇利区のほうからは診療所跡地については利用の計画はございません。今まで利用の計画で使用許可申請等がありましたのは、古宇利診療所の医師の住宅です。そこについてはございました。その件については6月1日付で無償使用許可という形だったんですけれども、6月1日付で無償譲渡しますという県の方向性が決まりまして、無償譲渡の方向で今、県と詰めているところでございます。

あと、診療所跡については今、無償譲渡の方向で県内部のほうでいろいろ検討しているところでありますという報告がありました。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長、先ほど字句の訂正がありました、残額ではなくて償還とありましたけれども、あと何年ですか、償還は。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの償還の残額等についてでございますけれども、医師住宅、診療所、看護師住宅、診療所跡地については耐用年数が47年であるということ聞いております。それで、

今、残額で申し上げますと平成20年度の資料しか県は開示していただけなくて、その当方で1,300万円ほどございます。その他、起債については、まだ情報開示はありません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これでは11番 東恩納寛政君議員の一般質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

日程第2、「議案第31号 住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第31号について質疑を行いたいと思いますが、条例の改正の中に新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、新旧対照表の中で今回の改正の内容ですが、ページが書いてないのでわかりにくいですが、今帰仁村手数料条例新旧対照条文というのがありますが、3ページの後ろです。この中に住民…、3ページの後ろにありますよね、ページは書いてないですが、3ページの後ろ。改正前と改正後と書いてある。この1世帯ごとに今までは5枚で1件、6枚以上は2件、11枚以上は3件とあるものを、1世帯ごとに1件となっているのは、いわゆる何枚とっても1世帯では1件として見るのかどうかです。何て言うのか、手数料の金額の問題だと思うんですが、改正をそういうふうに理解していいのかどうか。ページ確認できましたか、お願いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

新旧対照表につきましては、印鑑登録条例が3ページまでございます。それから手数料条例については1枚ですので、ページがついておりません。先ほどの質問の趣旨は、その前に現行を説明申し上げますと、現行の住民票の写しの交付手数料につきましては、1枚から5枚までは1件としまして1件の交付手数料が200円でございます。それから6枚以上10枚までは2件としまして交付手数料が400円と、1件200円ですから。11枚以上は3件とすると。こういう形になっているわけでございますけれども、今回の住基法の改正によって外国人が、いわゆる今回の改正で日本人と同様に住民票の適用対象という形で住民票に登録されるという形になります。

そういう関係でございますけれども、現行の住民票では住民票1枚につき5人までが記載できる状況になっておりますけれども、外国人の場合の項目が多くなるということで4枚になるということで、様式も変わってまいります。そういうことで今回の改正によって手数料の1件200円については世帯ごとにと。例えば先ほどの5名であろうと、6名以上であろうと、11名以上であろうと世帯で1件としまして、交付手数料が200円となるという趣旨でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の課長の説明には外国人の場合のということですか、このページは。ということは、今までは5枚までは1件分として手数料を払っていたのを、1世帯ごとに1件ということは世帯に1人しかいない場合には1件、これが同じ世帯の2人になった場合には、これもまた1件と見るというわけですね、そういうふうに理解していいわけですね、手数料も。わかりました。終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第3.「議案第32号 今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

日程第4.「議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑をします。

条例の中には第2条中「91」を「92」に改め、同条第4号中「24」を「23」に改めるとありますが、定数総数には変わらないわけですが、いわゆる部局から1人ふやして、教育委員会ですか1人減らすと理解していますが、この具体的に1人ふやす理由と、それから1人減らして支障はないのか、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

これは教育長部局から村長部局への1増、減らして問題はないかということなのですが、現在、教育長部局には3の空き定数がございます、1村長部局に異動しても2空き定数が残る状況であります。以上です。

必要については、保健福祉課長のほうからお願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えいたします。

定数をふやす理由につきましてですけれども、今年4月から包括支援センター、直営方式ということで直で運営しております。その中で保健師職員と社会福祉士嘱託1名ですね、介護支援専門員嘱託1名、看護師1名、事務の請求事務をする賃金が1人ということで運営しておりますけれども、主任介護専門員、つまり主任介護専門員はどういった仕事をするかといいますと、地域のケアマネジャー、乙羽園の居宅介護指導所ですね。それから和光園の居宅介護の施設等のケアマネジャー方が特に困難な事例等について後方から支援すると。スーパーバイザー的な仕事をするということでの配置がどうしても必要ではないかということでの職員配置です。というのは、65歳以上の1号被保険者が今年3月現在で2,300名、毎年150名ほど高齢者がふえてくる状況であります。その中で主任介護専門員というのは介護…、特に介護専門員の経験を長く積んだ方々が一定の研修を受けて、国家資格を得た資格であります。その中で、特に困難な、今帰仁村の場合、精神を患った方と高齢者の同居とか、老老介護といいますか、そういった方と、あと生保とお年寄りの世帯とか、多問題を抱えた家族がふえている状況にあると。それを嘱託の配置では積み上げができないんじゃないかということでの包括支援センターのほうからの、現場からの声もありまして特

に村長部局、教育長部局に調整をしてもらいまして1人増という形をお願いしている次第でございます。

実際、つい5月におきましても高齢者虐待というのが発生しまして、これについても主任ケアが直接かわって、各施設のケアマネジャーが中心になって病院とも調整をとりながらやる仕事が主任ケアマネなんですけれども、それが配置していない状況の中で保健師が対応している状況であると。そのスキルの積み上げをしていくために、どうしても職員の配置が今後必要ではないかということがあります。あわせて平成24年度介護保険法の改正もございまして、地域包括ケアというものが中心になって今後動いていくだろうということで、特に主任ケアマネの関係機関の調整機能が今後必要性が増すんじゃないかということでの職員増ということでもあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第5.「議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

第3条第1項中の母子家庭の母、父子家庭の父に監護されている児童について、今帰仁村の区域外に住所を有する場合であっても対象とするということで確認ですけれども、オットー、オカーが今帰仁村にいて、子供が今帰仁村外から出ても適用ということでよろしいですか。ちょっと説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

監護されている児童が村外に住所を居住していても母子・父子家庭医療費の助成が受けられるかということでの内容ですけれども、今回の改正によりまして児童が就学等の理由によって母子家庭、父子家庭の中で村外の高等学校とか、本土の高等学校とかですね、中学校から行かれる方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった方々についても母子・父子家庭等の医療費助成が受けられるように改定した制度です。

あと一点につきましては、県内外にいても移動等があった場合にその日にちの設定と、すぐ適用できるように対象者が移動等により不利益を受けないような内容の制度改正になっております。これは県要綱が今年の2月28日に改正適用されまして、その不利益を受けないように本村の条例についても改正した次第です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第6.「議案第35号 平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題といたします。

休憩します。

(休憩時刻 午前11時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳入ですね、7ページ、節区分の説明の与那嶺諸志線道路改良工事、場所ですね、どの辺なのか、説明求めます。

それと風景づくり推進事業、マイナス308万円の説明。

次に8ページ、こっちに節区分の団体営かんがい排水事業206万8,000円、青年就農給付金事業1,500万円、人・農地プラン作成事業49万円。

次の下の地域資源活用観光ビジネスモデル事業、伝統工芸産業振興事業、今帰仁アグーの特産品開発事業、新商品開発及び販路拡大事業、村立図書室開設事業ですね、ちょっと説明求めます。

次、10ページ。節、沖縄電力の870万円。8,700円か、じゃあこれはいいです。すみません。

次、13ページ。繰入金の財産購入基金のマイナス800万円ですね、説明。

次に14ページです。健康づくり運動実践活動団体助成事業の説明。

次、15ページの農業債の村づくり交付金の西部地区、中部地区の場所、説明願います。以上。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

7ページですね、15款2項5目1節の与那嶺諸志線道路改良工事の場所の件ですが、これは与那嶺のアロエの工場があるところと、与那嶺の村営住宅がある箇所始点がちょうど国道505号からずっと南のほうの山手のほうに上って行って、終点は諸志与那嶺線になるんですが、ちょうど民間の開発している場所のところまでの路線になります。

それから6節の風景づくり推進事業の308万円の減の件ですが、これは補助金としての減で、今回、沖縄振興特別推進交付金のもので計上して組み替えになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

8ページです。8ページの16款2項4目1節の農業費補助金の細目の中で団体営かんがい排水事業の減の206万8,000円の説明でございますけれども、これは当初に当初予算のほうで天底第1地区の団体営かんがい排水事業の基本設計を村でやる予定でやっておりましたけれども、団体営の今帰仁村土地改良で直接受け入れて実施していくということで減にしております。減にしてですね、その分が今帰仁村土地改良に入って実施をしていくということでございます。

その下の欄の青年就農給付金事業ですね、これは今回新しい事業でございます、政府、国におかれましては、今後5年、10年の間に担い手が少なくなると、担い手を育成するという事業で年間150万円を今、割り当て10名を予定しております。給付期間としましては150万円を5年給付していくと。そして新規就農者を育成していくというふうな事業でございます。

それを受ける場合には下の欄にあります人・農地プラン作成事業、その人・農地プランというのを各地

区でつくりなさいと。その地区の中で担い手になり得る人物はこの事業の中で、各地区の中で今後中心になっていく担い手はだれそれであるということを決めていただいて、その中にこの事業計画の中に入っていただく方が、その上にあります青年就農給付金を受けられるということで、それが連携をしております。

あとは下の欄の16款2項5目商工費補助金の沖縄県緊急雇用創出事業でございますけれども、まず初めに地域資源活用観光ビジネスモデル事業、これも当初予算でも計上しておりますけれども、これは現在、2月に発足しました今帰仁村観光協会の人件費を支援していると。当初は事務局長の人件費だけでしたけれども、もう1名の補助の事務員の方に関しては単独で一応、単費で支出する予定でしたけれども、今回この事業が採択されまして、これは事務員1名の人件費でございます。

下の欄の伝統工芸産業振興事業、これにつきましては今、旧兼次中学校でいろいろ展開しております中嶋プランニングの新規雇用者を対象とした事業でございます。

下の欄の今帰仁アグーの特産品開発事業ということで、これは今帰仁アグーを対象として新規就農者を雇用するという事業でございます。

下の欄の新商品開発及び販路拡大事業、これにつきましては現在、夢人を対象としていまして、夢人の事業拡大を支援する事業でございます。

最後になりますけれども村立図書館開設事業といたしまして、村としましても新規に村立図書館開設の事業に向けて支援するために図書館司書をということで人員を配置する、その手当ということで315万1,000円を事業費で計画しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

15ページです。22款1項3目1節の農業債、村づくり交付金の西部地区と中部地区の場所の件ですが、これは西部地区については与那嶺、仲尾次、崎山、平敷の事業のものです。それから中部地区は仲宗根、越地、玉城と、もう1カ所は謝名です。その4字を対象として事業を行っているものです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 14ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入の中の健康づくり運動実践活動団体助成事業30万円についての御質疑でございますけれども、この事業につきましては地域での運動実践をする運動推進員の育成の事業であります。その事業につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団の助成で10分の7の補助事業でございますけれども、上限が30万円でその30万円を目いっぱい使う事業ということであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時38分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

13ページ、繰入金金の財産購入基金なんですが、これは村づくり交付金で設置するワルミの販売所の用地取得、これは一括交付金への財源置きかえとなっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 7ページです。与那嶺諸志の道路改良工事ですけど、これは排水は1つ、両方排水が入りますか、答弁お願いします。求めます。

次に8ページ、青年就農の交付金は年間150万円ということで10名となっているみたいですけど、次も同じメンバーが10名なのか、別の人にまた10名なのか、答弁求めます。

次のアグーはどこなのかなと思っていますので、高田さんとか、いろんな方が金城ミートもアグーをやっていますけど、これみんなにこの金額なのか、説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

与那嶺線の排水の件ですが、今年設計を行う予定であります。全線の設計、今は2,890メートルの距離があるんですが、その設計を行いますので、排水についてはその設計の中で片側になるのか、両側になるのかとか調整していきますので、その設計が終わった段階で排水は決定されていきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

8ページの青年就農給付金事業、これにつきましては今10名を仮に予定しておりますけれども、国のほうから今、10名の割り当てがございます。これ以上の参加がございますと、その適正にですね、その地区地区での人・農地プラン作成事業の中で担い手と基幹になる人たちを決定していただいて、10名が今年受けていただくと。それを超えた分は来年度というふうな格好になります。そういうことでございます。

もう一点です。今帰仁アグーは、農業生産法人の今帰仁アグー1カ所への助成になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 青年は大体何歳まで青年の対象になるかなと思っていますので、40代まで青年としてやるのか、ちょっとお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

青年の年齢ですね、原則として45歳未満ということですよ。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 歳入の11ページです。17款2項1目の土地売払収入のこの場所と坪数、答弁求めます。

それと12ページ、18款1項1目の寄附金です。これは何名なのか、また一人一人幾らぐらいやられているのか、教えてもらえるんでしたら答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

11ページ、土地売払収入でございますが、29万44円、これは上運天地内の里道の売却でございます。地積としまして38.8平方メートルです。

次に12ページ、一般寄附金の詳細でございますが、寄附金130万円については寄附者の氏名については公表を希望しない方もいらっしゃいますので、氏名は差し控えさせていただきます。今回2名の篤志家の方から寄附がございました。城跡の整備に使用していただきたいということで100万円、もうお一方は古宇利ハーフマラソンに活用していただきたいということで30万円の寄附がございました。

それからうるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金につきましては、3名の方から62万円の寄附をいただいております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 11ページの土地売払収入は上運天の里道であるということで、それぐらいの答弁でよろしいと思います。

12ページの寄附金130万円の2人いらっしゃるということなんですが、100万円と30万円。城跡とマラソンに使ってくださいということで、指定があるということですね。

それと、下のほうの62万円には3名ということであるんですが、金額がわかれば上のように幾ら幾らということで答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

大きい順にお答えしたいと思います。3名のうち1人は50万円、2人目は10万円、3番目の方は2万円、計62万円となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入8ページの商工費県補助金の2節の今帰仁アグーの特産品開発事業、1カ所にとってますけど、これは何カ所かやっているとありますね、アグーの開発をですね。

歳入13ページの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、90万円の減になってはいますが、その2つをお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

8ページの沖縄県緊急雇用創出事業の今帰仁アグーの特産品開発事業に対して、1カ所へのことではないか、何か村内には複数の会社があるんじゃないかということですがけれども、これは提案事業でございます。前にも御説明したかと思えますけれども、県の雇用労政課にこれこれの事業をしたいという提案事業でございます。複数の会社があってもこの1社から出ているような状況でございます。

ちなみに村は今、5カ所、5件の申請をして認められているわけですがけれども、それぞれの市町村のそのばらつきがございますので、これを村が選んでやったという経緯はございません。申請事業であることを御承知おきください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後1時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後1時40分)

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えします。

13ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのあるむらづくり応援基金の減につきまして、当初予算で桜まつりに250万円計上しておりました。これは一括交付金への財源置きかえで減になります。

それから非核宣言のサイン工事へ100万円、それから海外留学へ60万円、合計160万円の増、その差額が90万円の減となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 今帰仁アグーだけに補助が、申請が来たらやったと言っていますけど、ちょうどスイカもそうなんです。最初、1カ所がやって、今帰仁のブランドとしてやって、今はばらばらになってブランドどころか、ばらばらになってですね。そういうためにも、やっぱり申請やってつくるわけじゃなくて、同じように経済課が指導して補助をあげるぐらいの気持ちでやらないとブランドというのは壊れるんです。儲け主義に走りますからどうしても、1カ所がやれば、またほかのところにもつくりましょ、そしたら。それと今帰仁村の今帰仁アグーじゃなくて、今度は諸志アグーになるかもしれない、今泊アグーになるかもしれないですよ。そういうためにも補助をするときは、よほどこういう行政が指導してやらないと、1カ所に投げてほかに投げないというのは問題ではないか。結局こうなって次の金城アグーになっているでしょう、金城ミートは。きのうのチラシにちゃんと出ていますよ、幾らでやりますと。そういう宣伝効果も出てきた場合は今帰仁アグーが完全にばらばらになっていくということになるんですよ。そういうためにもやっぱり役場として指導はしないといけないと思うんですよ。やっぱり1カ所だけにあげるんじゃなくて、やっぱり一緒にやりなさいと。最初是一緒だったんでしょう。それがばらばらになっている、今。それを推進した人は今、沖縄こどもの国の園長ですよ、あれ。そうじゃないですか。私が聞いた範囲内では沖縄こどもの国の園長という肩書もあって、向こうでやっているという話ですけど、いかがなものかと。これお聞きします。

それとふるさと創生資金のあれは非核三原則のあれですか。伺います。じゃあ経済課長、それについてもう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに御指摘のとおり今帰仁アグー、今1つで分裂と言ったらあれですけども、一緒にやっていたとは承知しております。確かに理想的には一緒にやっていただくのが理想ではありますけれども、その辺の指導しなさいという御提言であったと思いますけれども、1つは民間の各事業者の意見というのがあるかと思いますが、その辺は真摯に受けとめてやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

役場の正門前右側にある碑は非核宣言文でございまして、今回うるおいと安らぎのむらづくり応援基金で作成するのは、役場西側にありました非核宣言塔の作成費用でございます。あれは碑です。今ある石に刻まれているのは文でございますので。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 アグーの件は課長、もうちょっと分裂しないように、やっぱり話し合いを持ってやらないと、またスイカの二の舞になる可能性もありますから、今でやっておかないと、またアグーをつくってやりたいという人もいますので、指導のほう、指導からやっぱり集めて組合などをつくってやったほうがいいんじゃないかと思います。それに対して、こういう考えを持っているか持ってないか、お伺いします。

そして13ページのあれは2つも入り用ないんじゃないですか、こういうのは。非核三原則の碑と言われても1つで十分ですよ。私はそう思いますけど、ちゃんと正門にもつくられているのに、またほかのものをつくるというはいかがなものかと思いますが、わざわざお金使ってますね。それ聞いて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

今帰仁のアグーなぜ分裂したかとか、そういう部分については一応話を聞きながら今後、一緒にできるかどうか今この代表者とも話をしてみたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

役場正門前の右側にあります宣言文の碑、すばらしいのができております。その中で宣言の塔、これにつきましては道路改良の中で與那嶺議員が取り壊したのかなと思っておりましたが、これはやっぱり全国というのか、アピールするには宣言の塔も必要だと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時48分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 歳出ですね、16ページ、5目企画費、19節負担金・補助及び交付金です。一番下のコミュニティ助成事業の説明を求めます。

それと19ページ、包括支援センターです。使用料と備品購入費です。地域包括支援センターのシステム一式リース料、地域包括支援センターの備品購入の詳しい説明。

次に21ページ、健康長寿作戦事業の…。健康保健ですね、総務費の欄から下って節区分ですね、報酬、健康長寿作戦事業等々いろいろ共済費、人件費等でいろいろこっちに健康づくりとかありますので、詳しい説明を求めます。

それと22ページの節、環境保全美化推進事業。3目母子保健衛生、すみません環境衛生費です、4目です。節区分の共済費、賃金、役務費とか、いろいろこっちに環境保全美化事業がいっぱいありますので、これの説明を求めます。

24ページ、6目農業構造改善事業費、19節の負担金、補助及び交付金です。今帰仁村土地改良事業負担金、天底区、運天区ですね、これは今どうなっているのか、状況ですね。これは歳入の時に課長の説明では団体営となりましたということでしたので、全部県がかかわってくるのかなということでもありますので。

次、9目村づくり交付金、13節、観光地拠点整備強化事業の説明ですね。

次に28ページ、2目観光振興費の委託料のところの「北山の風」育成事業、これは将来的にもっと続ける予定があるのかですね、今年度で終わるのか、来年度までとかですね、めどがありましたら説明をお願いします。

14節の使用料及び賃借料です。こっちに観光地ルート美化事業がありますけど、この中に乙羽岳のいろいろなイベント、この前から言っていますけど、観光看板がないと見えにくいということがあります。この中に入っているのかどうかです。

30ページです。1目土木総務費の11節、風景づくり推進事業の説明、どういった風景づくりをするのか。

次32ページ、1目住宅管理費、村営住宅補修工事と書かれておりますけど、31万円、どこなのか。また、それに伴って家賃、今、滞納者は何名いるか。今、知らなければ後で滞納者、未納者の名簿、資料を後でもらいに行きますので。

次、33ページ、2目事務局費の節区分、報償費、旅費とか需用費とかでみんなこっちにありますが、地域学力向上支援事業の説明。

35ページ、社会教育総務費、節区分の人材育成事業の説明と役務費等にありますが観光客の誘致の事業です。

36ページ、6目グスク交流センター等費に13節委託料の観光地安全強化事業。

最後に37ページ、保健体育総務費、節区分の地域活性化事業の説明、求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、5目19節の負担金、補助及び交付金の中のコミュニティ助成事業でございますが、本年度は字兼次区から申請が出ております。中身について放送施設、それからいす、テーブルというふうになっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

19ページ、3款1項2目老人福祉費の中の14節使用料及び賃借料の13万6,500円の計上についてでございますけれども、地域包括支援センターにパソコンを1台配置しまして、そのリース料の10カ月分でございます。

あと18節の備品購入費、地域包括支援センター備品購入費24万9,900円の内容でございますけれども、今、社協のほうから引き継ぎまして普通の平テーブル、事務用テーブルでないもので事務をしている状況であります。それで個人情報とか、保守管理上問題があるということで事務用デスク6台、事務用キャビネット6台、それにあわせてオフィスチェア2台、センターでの事務保管庫1台、保管庫用ベースですね、あとセンターのシュレッダーの購入が主な内容になっております。

続きまして21ページです。4款衛生費、1項保健衛生費の中の2目予防費に計上されております健康長寿作戦、1目からの質疑でございますけれども、この事業につきましても沖縄振興特別推進交付金を活用した事業でありまして1節報酬につきましても長寿作戦の保健師ですね、主になって頑張ってもらおう保健師の報酬です。

共済費につきましても賃金職員の保険料等、保健師含めてです。

あと7節の賃金につきましてもは、保健師等、その補充のための臨時的職員の6カ月分の賃金です。

あと報償費につきましてもはアンケート調査員、それから長寿作戦の研究協力者謝金等です。あと地域に入りましての栄養指導とか、運動指導とかありますので、そういった専門家の報償費等に計上しております。

あと9節の旅費につきましてもは、首都大学東京大学院と茨木キリスト教大学の先生方を、その長寿作戦のアドバイザーとして位置づけておりますので、その方々の旅費です。

あと需用費につきましてもは長寿作戦をやっていくための調査票の印刷費であるとか、啓蒙のためのパンフレット作成費、消耗品云々です。あとは食糧費と、あと調査員の弁当代といえますか、調査のために頑張ってくださいますので、その弁当です。それと村民との、その調査についての打ち合わせの会合のための茶菓子代等を計上してあります。

あと12節につきましてもは、傷害保険料と写真現像代です。

あと13節の委託料については65歳以上の2,000名ほどのアンケート調査をしますもので、そのデータ入力・解析の委託料を計上しております。

あと14節の使用料につきましてもは、そのための事務経費としましてコピーの使用料、あと備品としましてノート型パソコン2台、集計用ソフト2組を計上しているのが、ここの長寿作戦の予算計上の内容です。

その事業の目的等については、さきに述べておりますので省略をお願いします。

あともう一点です。22ページ、4款1項4目環境衛生費の中の共済費からの説明です。この事業につきましても一括交付金の事業で環境保全美化推進事業費ということで計上してございます。

4節の共済費につきましてもは社会保険料、4名の6月分。7節の賃金につきましてもは4名の6月ですね、950時間の925円で計上してございます。

あと需用費につきましてもは燃料代です。看板製作費、車の修繕費、不法投棄消耗品、ハブ消耗品等です。

あと12節の役務費につきましてもは、家電・廃タイヤ処分手数料等です。

あと14節の使用料につきましてもは、車のリース代、車2台をリース予定しております。

あと18節の備品購入費につきましてもは、犬捕獲器3台です。3台分を予定しています。

あと27節の公課費につきましてもは2台分の重量税です。それを一括交付金の中の環境保全美化推進事業費として計上しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず2点だったと思いますので、24ページです。24ページ、6款1項6目農業構造改善事業の19節負担金、補助金についてでございます。まず天底第1地区はですね、今回は団体営かんがい排水事業の基本設

計を予定しております。総事業費としまして330万円、国・県で国が50%、県が25%で村の持ち分が25%ということで、82万5,000円という計算になっております。

もう一点目の両運天地区、これは今回、かんがい排水事業の実施設が入る予定でございます。その事業は農山漁村活性化プロジェクト交付金という事業を使いまして国が80%の県11%です。村が9%を持つと。67万円ということで、合計149万5,000円という村の負担分となっております。

あと28ページです。7款1項2目観光振興費、委託料の現代版組踊北山の風育成事業ということで、今回、一括交付金を充てていこうということで考えております。事業費としましては、727万円を予定しております。今後とも北山の風をバックアップしていこうということで、今年は特に今のところ去年までの補助事業がないものですから、それを一括交付金で手当てをして育成していこうということでございます。

あと、その中で下の観光地ルート美化事業が14節から16節とありますけれども、この観光ルート美化事業の中で観光看板は入っているかというお尋ねでございましたけれども、この美化事業の中には観光看板は入っておりません。あくまでも清掃と美化を中心に予算組みをしているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

24ページ、6款1項9目13節委託料、観光地拠点整備強化事業の内容なんです、これはワルミ大橋の近くに地域農業活動拠点施設を建設する予定であります、その建物のところに太陽光発電システムを導入する予定でありますが、その委託業務になります。これと観光案内板の設置の委託業務が、この委託料の中に入っております。

それから15節の内容なんです、これが太陽光発電システムの設置工事になります。

それから17節です。公有財産購入費、これはその活性化施設の土地の購入費になります。25ページですね、それに基づいて村づくり交付金事業の東部地区の用地のほうは減にしております。それから18節の備品購入費、観光拠点施設強化事業の計上なんです、これはこの活性化施設に入る備品関係ですね、厨房とかテーブル、いす、あと冷凍ショーケースなど、そういった備品を計上しております。

それから30ページです。8款1項1目11節需用費のほうで風景づくり推進事業がありますが、これは平成22年から事業を行っているもので、景観計画をつくるための事業であります。今回、20万円の需用費を計上していますが、これについては消耗品費ですね、コピー用紙とかファイル等の消耗品の予算であります。

それから32ページ、8款5項1目、村営住宅の補修工事ですが、これは勢理客団地の102号の部屋のほうですが、村営団地の退去修繕費になります。今回、退去者が出て、その部屋の修繕費を計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

33ページ、教育費、教育総務費、事務局費の地域学力向上支援事業、これは対米請求権事業で全部賄えまして、ほぼ100%補助事業でございます。中身としましては報償費ですね、講演、シンポジウムの講師を4名想定しております。これで50万円余りです。それと小学校と中学校に名桜大学のボランティア、教

師志望の大学生のボランティアとは言いますが、一応交通費程度ということで報償費を考えています。週1回の35週の6名の大学生が入ってボランティア授業、これが70万円ほど見込んでおります。あと旅費は、先ほどの報償費で説明しました講師の旅費ですね、4名県外から招聘する予定で7万円のホテルパックの4名ということで28万円を計上してあります。

需用費のほうが、その講演のシンポジウムの横断幕とか、それとコピーとか、そういった形でいろいろな需用費に充てていくということで計上してあります。

13節の委託料は中学3年生を相手に学力検査をするということで今帰仁中学校の中学3年生を対象にした事業でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

35ページです。社会教育総務費の中の人材育成事業でございますけれども、これは一括交付金の中で先ほど説明いたしましたふれあい少年の翼の財源置きかえでございます。本来なら19節の補助金で全部流せるところを拡充いたしまして、節ごとに予算を組んであります。

同じく35ページの観光客誘客事業で古宇利ハーフマラソンの公認コースの取得と高校駅伝の公認コースの更新でございます。

あとは36ページの6目13節の委託料でございますけれども、これも一括交付金の中で昨年度までありました城跡の交通整理の誘導員ですね、これは緊急雇用対策の中で入っておりましたけれども、なくなりまして一括交付金の中で取り上げております。これは12月から一応行う予定であります。

あと次のページ37ページ、地域活性化事業でございますけれども、これは対米請求権、これは先ほどの観光協会のは100%の大体補助がありますけど、これは90%の補助でありまして、これはちょっとまたがっておりますので説明したいと思います。

13節の委託料は、今度九州国体が8月に行われます。そのためのホッケー場の除草の委託ということで計上しております。

あと使用料は、これもホッケー場の芝のエアレーション、砂の散布器と2つ入っております。

工事請負費はプールのろ過、タンクの修理工事と、あとバスケットコートは規格がちよっと変更になりまして、そのコートのライン工事ですね、それを見ております。あと原材料費は計上の川砂です。

あと18節、備品購入費はテントの一式、テントがちよっと足りないものですから、テント一式とですね、バスケットパット、放送機器一式ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 コミュニティ助成金ですね、兼次区と…。16ページ、5目企画費の負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業、兼次区の放送機器、いす、テーブル、これ公民館のだと思っているんですけど、これは次もあるのかですね、というのはあっちこっち公民館のいす、テーブルが弱っているところがあるので申し込みが出てくると思うんです。次もあるのかどうか、説明求めます。

次、24ページ。6目農業構造改善事業のさっき説明受けましたけど、土地改良事業ですね、天底・運天区、大体何年度ぐらいから着工予定なのか、説明求めます。

それと村づくり交付金の9目、工事費とか工事請負の中にですね、下に17節の公有財産購入費、坪何万円ぐらいで購入できるのか、土地の代金です。この施設のメンバーは何名ぐらいいるのかですね、構成員。これは古宇利の施設みたいに何年として交代なのか、そのメンバーがずっと…、経営ですね、同じメンバーでやるのか。

次、28ページ。2目観光振興費の中に13節委託料の中の北山の風の事業ですね。これはずっと続けてもらいたいなと私は思っております。今、村外からの子供たちも、この北山の風をやるために北山高校に入ってですね、頑張っている子供たちがおりますので、入ってきて1年で終わったということになると、ちょっと子供たちの期待を裏切る感じもしますので、できる限りは続けてもらいたいと思っておりますので、いつごろまで続けるのか、答弁をお願いします。求めます。

土地の使用料及び賃借料の中に観光地ルートの美化もありますけど、乙羽岳の入り口は、この前、イベントをして参加した人たちが見にくいということでありましたので、どうにかこの辺ですね、事業も始めていますので、村内の方はわかりますけど、村外の方も入ってきますので案内板の設置の計画までできたらと思っております。

次、32ページ。1目住宅管理費の中ですね、15節工事請負費の中に村営住宅の補修費がありましたけど、何で今、関連という感じで未納者の質問をするかということ、若い青年たちが未納がある人がいるということで、ワッターも入りたいけどなということがありますので、そのことで、中で、議員は未納者はわかっているのかと言われてですね、だれがいるのかと言われてて、若い青年と答えましたので、できましたら把握したいということで名簿、お願いします。提出を求めます。以上。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、コミュニティ助成事業は次年度もあるかという質疑でございましたが、本年度をもって事業打ち切りとかという通知はいただいておりませんので、次年度以降も事業は存続してあるものと認識しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

24ページです。その中の農業構造改善事業のほうの中にありますかんがい排水事業の土地改良事業への負担金の質疑でございますけれども、実施時期につきましては両運天地区は実施設計が入りますので、平成25年度から実施という予定をしております。天底は基本設計が入って、それを追うように次の年の平成26年度実施をしていきたいと考えております。

あと28ページの北山の風は今、父母会のていーだの会が発足しまして活発になっておりますけれども、いつごろまで支援を続けるのかという御質疑だったと思っておりますけれども、さまざまな助成事業等を駆使しまして、この父母会あたりが独立できているような時期があれば、そのときまでは続けていけるんじゃないかなと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

24ページの15節工事請負費、これについては太陽光の発電システム設置工事なんですけど、これから設計とか行う予定で委託料も組んでいますが、今の予定では大体発電量が14.96キロワットの予定で、この太陽電池モジュールが88枚設置の予定で計画しているところです。

それから土地の代金の件です。17節の公有財産購入費については、これについて鑑定を入れておりますので、今、平米当たりの単価が2,460円の評価で土地を購入していく予定でおります。

それからメンバーの件の質疑ですが、この事業につきましては村づくり交付金の事業で地域農業活動拠点施設として事業は採択されています。これについては地域の要望があって、そういう事業を取り組んでいる状況で、今、この組織のほうは今帰仁ワルミ観光物産合同会社設立準備委員会として立ち上がって、それに向けて準備しているところですので、まだ正確なメンバーについては、今のところちょっと把握してない状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。乙羽岳の入り口の案内板表示については、一応御提言を受けとめていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 26ページです。6款2項1目、これは林業総務費なんですけど危険木伐採ですね、これと36ページの文化財にも同じような危険木伐採のものがあるんですけど、これの場所はどこなのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

26ページ、6款2項1目の委託料、危険木の伐倒ですけれども、これは場所的には今泊地区のほうを予定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

36ページ、3目の12節、危険木伐採処理ですけれども、ここは城跡周辺ですね、城跡だけではなく城跡の、県道になりますけど、その県道沿いとか城跡の中を想定してやっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 この危険木というのを、乙羽岳に上る道路沿いに結構枯れているだろうという木が目につくんですよ。それと一番気になるは平敷の最後の乙羽岳に上って右側のほうに、これは個人有地だと思うんですけど、松の木が枯れております。これは近いうちに道路に倒れるだろうと見ているんですけど、私、役場の方にも言っているんですけど、まだ主のほうに届いてないのかわからないんですけど、これは結構危ない状態じゃないかなと思ってこれを、きょうの伐倒とか伐採とかあるものだから質疑しているんです。

乙羽岳のこれは村道だったと思うんですが、ここの伐倒、伐採の予定があるのかどうかですね、そこも全部道路に倒れそう、枯れたら完全に台風などで倒れてくるでしょうと。結構な本数が見受けられるんですよ。そのあたり、これ今泊地区ということで26ページは言っているのですが、今泊地区のどこら辺なのか、もう一度答弁を求めます。36ページの城跡周辺とか県道沿いとかということなんですが、これは場所が大体わかれば示してほしいと思います、本数等ですね。もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

今泊地区は伐倒樹種はモクマオウを予定しています。海岸線沿いに枯れたモクマオウがあったりして、住民からの通報がありまして、これは伐倒をせざるを得ないというところがございますので、それを処理する予定にしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

36ページの役務費ですけれども、旧道になりますけど県道115号線と言っておりますけど、そこに大分危険、何本ということではないですけど、結構枝が走り出しているところがたくさんございまして、この枝をやはり切り取っていますので、何本ということではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時32分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時32分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

乙羽岳に上る通りということで村道平敷伊豆味線の沿線になると思いますが、この危険木については再度調査して危険木の状況を確認して、この伐倒については今後のまた対処の処理を考えていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 今泊地区の伐採ですね、これは以前からおうちの周辺が危ないと、モクマオウで大変危ない状態ですからということで役場にも再三申し出もして、まだ切られていないところがあるので、ぜひこれは今回でそういう区長とも連絡をとりながら、そこらあたりの対処をしてほしいと思います。

それと乙羽岳から伊豆味に抜ける線の伐倒ですね、これも個人有地は個人有地でぜひ役場のほうで個人に申し出て伐倒させる方向でできると思いますので、これはぜひやってほしいと思います。

それから村有地の道沿いのものは、ぜひ早目に確認してですね、大きな台風が来ない前にぜひ予算措置して、これは伐倒してもらいたいと要望いたします。

先ほどの36ページの件は枝打ちとか、そういうことでありますので、わかりました。早目に危険の及ばないときに実施してほしいと要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 33ページ、10款教育費の2目事務局費、9節旅費の中で中高生海外語学留学支援

事業63万円があるんですけども、これはこの前の話では当初3名を予定していて、1人が行けないということで2名行くということでしたけれども、この63万円は2人分なのか、3名分なのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 これは実数になります。中学生2人の予定でしたけれども、1人ですので、1人分。高校生の1人分ということで2人分の旅費の7割負担となっております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この事業は非常にいい事業だと思います。実は私は広報にも載ったりしてましたので、多分たくさん出るだろうなと期待していたんですけども、応募者が3名だったということなので、そこで少し提案申し上げたいんですけども、これは多分に自己負担があるということで申し込みが非常に少なかったのではなかろうかなと思います。それで最近、非常に社会問題となっています格差社会、それと貧困の連鎖、その貧困の連鎖については非常にその学力と関係があると言われております。学力といますと教育力ですね、これはまた各家庭の経済力と非常に比例すると言われております。そういう中でその個人負担があるということは、子供にとっては差別ではないかなと思うんです。行きたいんだけど、家に金がなくて行けないと。この制度は将来の今帰仁村を担う人材育成になるわけです。そういう意味において、子供たちにそういう差別化があってはならないのではないかなと思います。そういうことで今やほんとにグローバル化社会の中で英語が非常に重要視されております。そういう中で我が今帰仁村から本当に優秀な方々が、そういう研修を受ける機会を与えるためにも、これはぜひ全額研修費として出したらどうかなと思うんですけども、これは事業として対米請求権から出ていると思うんですけども、先ほどの上のほうは全部100%の事業費だと言っていて、何でこれだけ7割の補助になるのかですね、これは要望を含めて何とかならないものか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 先ほどの質疑の答弁で誤りがあったようなので、訂正いたします。7割負担と言いましたけれども、7割補助の間違いですので、訂正よろしく願いいたします。

ただいま質疑に関してですけれども、これは先ほどの対米請求権事業とは別でございます、これだけは単費です。一般財源で、村単費で賄われております。村ふるさと納税基金というところをもとに財源は出されていることではあるんですけども、村単費であることは否めませんので、これを全額負担ということは今のところ、ちょっと厳しいのではないかとということで、タイムスが主催している海外ホームステイを利用しますけれども、やはり7割は村の補助と、3割は自己負担を持ってもらおうということで進めていく事業であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 担当は非常に難しいということなので、村長にお伺いします。

これは先ほども申しましたように、実は貧困の連鎖というのはそこから脱出するのに非常に厳しいと言われております。当然、人間持っている能力は最大限引き出さなければならないと思います。そういう中で家庭的に貧しいんだけど、いややりたい、金がないので行けない、そういうことがないように、これから我が今帰仁村を背負っていく人材育成には、いつも話しているんですけども、ふるさと納税がある

じゃないですか。それを使ってでもですね、今回、間に合わないというのであれば、次回からは全額旅費を出すということをお願いしたい。

それと提案になるんですけれども、もし、ふるさと納税が、いや底をつくんだというのであれば、我々議会も一緒になってふるさと納税を呼びかけますので、そういうことで使いたいたが金がないということで、あっちこっち声をかけて集めてでもですね、この人材育成にはぜひ全額旅費を出していただきたいと思います。といいますのは、恐らくその行く方は旅費以外にも小遣いとか、いろんな準備にも大分金がかかると思うんですよ、それでも、全額補助になってもですね。そういう意味からしますと旅費だけは村で持つんだということで村長、腹決めてもらいたいと思います。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

中高生の海外語学留学というのは、これは村長としても政策的に取り上げて、今回初めての事業でございます。教育委員会の中でいろいろ調整をして、全額負担ではなくて70%補助ということで決めてあります。その中で私がきょう、これは答弁を控えたいと思いますが、3名いて1人は辞退と。これはどういう理由かよくわかりませんが、広報のあり方を含めて、そしてこの公募するときにはいろんな方法があると思います。そういう意味では、これはふるさと納税があるかないかというよりも、この100%のほうがいいのかどうかというのは教育委員会の中でもっと詰めてですね、やっぱり先ほど石川議員からもありましたように、やっぱりそういう生活の中で、苦しい中で行きたいけど行けないという状況があるのであれば、そのあたりは検討する必要があるのかなというふうに思っております。

ふるさと納税につきましては、村長としても、これは県外にも呼びかけてですね、小さい村であります。他の市町村よりも私は多いというふうに思っております。そういう意味できょうですね、関西のほうから、すごい大きなお金がふるさと納税をしてもいいという報告もございましたけど、これは村民一体となってですね、議員もそうですけど、ぜひ呼びかけをして、ふるさと納税をもっとふやしていただきたい。そうすれば、いろんな事業に使えるというふうに思っております。

現在、ふるさと納税、大分支出をいたしまして大分少なくなっております。そういう意味では、ぜひ議員の皆さんも知り合いもいっぱいいらっしゃると思いますので、全村を挙げてですね、ふるさと納税を呼びかけていただきたい。

先ほどの質疑につきましては、教育委員会と調整をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回を達しましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 村長には即答を希望したんですけれども、なかなかうんと言ってもらえなかったんですけれども、ならば提案として教育委員会にお願いがあります。ぜひですね、その中学生、高校生に全額補助なら行きたいのかということでアンケートをとってもらいたいと思います。それをもって村長に言ってですね、いや実際に行きたいのはこれだけいるんだということを出して、ぜひこれだけは全額、こんないいシステムを有効活用しない手はないと思うんですよ。多い中から選べば優秀な人材が得られやすいと思います。そういう意味でぜひ選抜するぐらいの、そういうシステムにしてもらいたいなということ

で先ほど言いましたアンケートだけはぜひやってもらって、村長に提言してもらいたいと思います。以上、終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時47分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 2 時47分)

ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 16ページ、総務費です。2款総務費の1項総務管理費に一般管理費の中の報償費の弁護士等相談謝礼があります、19万9,500円が。内容の説明を求めます。

それから役務費と委託費には職員採用の件で載っておりますね、48万円と25万円ですが、新しい採用なのか、その説明を求めます。

それからその下のほうの企画費には負担金、補助及び交付金があります。南米子弟移住者研修生受入事業補助金の100万円、これについて説明を求めます。

訂正です。36ページの教育費です。1目社会総務費、これは歳入でも少しありましたけれども、内容について。施設の中に共済費、賃金、それから需用費、使用料及び賃借料と工事請負費までで村立図書室開設事業があります。これは説明なかったと思いますが…、35ページです、ごめんなさい。36ページではなく35ページです。社会教育総務費の節の中ですね、4節の共済費から15節の工事請負費までにある村立図書室会開設事業関連、予算の中では新規だけで説明はなかったです。詳細な説明を求めます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、一般管理費の8節報償費、弁護士謝礼でございますが、これは平成23年度の実績で見ますと、相談件数16件、19万9,500円、文書作成17万8,500円と計37万8,000円の実績がございます。本年度は当初予算で5万3,000円を計上しておりますけれども、既に現在6件で6万3,000円、そして文書作成4万2,000円、計10万5,000円の支出になっております。そこで昨年度実績も踏まえまして、今後も相談予定があるだろうという想定のもとに本年度19万9,500円を補正いたしております。

それから12節役務費、職員採用試験ということでございますが、これは沖縄タイムス、琉球新報、両方への紙面掲載の費用となっております。

それから5目の企画費、19節負担金、補助金の南米子弟移住者研修生受入事業でございますけれども、これは本年度はアルゼンチンから男性の方を予定しております。ちなみに出身は呉我山の伊良波さんということ聞いております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

35ページ、社会教育総務費の中の村立図書室の開設事業でございますけれども、この事業はですね、先ほどの歳入の中でもありましたけれども、8ページなんですけど沖縄県緊急雇用創出事業補助金の中の事業でございます。旧今帰仁中学校の図書室を利用いたしまして、現在、寄贈されました図書がたくさんございます。そういうことで図書室開設に向けてやる事業でございますけれども、その中で共済費、賃金とかありますけど、基本的にはこれは緊急雇用創出でございますので、2人の賃金の方を採用する予定で

ございます。図書司書の資格がある方がいらっしゃいましたら、その方にこしたことはないんですけども、一応2人の雇用ということになっております。需用費とかは消耗品ということになっております。あと使用料はパソコンの2台、親機と子機、そしてプリンターというふうになっております。工事請負費に関しては、あそこは電気が今、来ておりません。ということで電気工事となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 まず16ページなんですけど、弁護士等謝礼相談はいわゆる当初予算の不足分だということで、去年の実績からしたらまだ足りないような感じでもありますね、30万円余りだと聞いていますから。今後、弁護士費用は多分重なると思いますので、もう少し増額したほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

それと職員採用については広告料とはなっておりますが、ちょっと内容について今現在、待ちがないのか、それとまた何名ぐらい採用なのかですね。これは、いわゆる新規採用補充のためと思っておりますが、もう少し詳しく、例えば時期とか、当然これは採用試験ですから時期があるかと思えます。その時期ですね、何名ほどという要綱もできているのか、もっと詳細に求めたいと思えます。

それから受入事業については1人だということで納得しております。

それから35ページ。これは予算の歳入のほうにもありましたので、大体察っしていたんですが、大分前から今帰仁村の懸案であります図書室を新設、今ある跡地利用というのは私は前から聞いておりました。寄贈された蔵書を利用してということで、多分の新刊書の購入費は入ってないものだろうと思っております。それと人件費が2人と。パソコンなんですけど、これは事務用のパソコンなのか、今の図書館というのは名護市などもそうですが、いわゆる検索が図書館には必要ですね、今、たくさんある本の検索、どこにどういった本があるというのはパソコンでやっていると思うんです。それから図書館である以上はもちろん当然本がメインであるんですが、昔ながらの本を並べておく図書館というのは余りはやらなくて、ネットでいわゆる検索する。うちで本を開くよりもパソコン開いたほうが早いというぐらい検索は進みます。ですから、この新たに一括交付金を使うという安易にと言えれば安易なんですけど、それだけじゃなくて、これに充てる費用は350万円だったかなと思うんですが、それはそのまま将来電子図書館みたいなものに引き継ぐ意図もあって、これを今回補正しているのかですね。図書館に行って本を読むだけではなくて、ある意味では探すという仕事もあるんです。そこまで広げて、今後またやる予定なのか。新しく図書室開設事業と銘打っている以上は、村民も大変興味があると思います。だからそこまで進んでですね、今のパソコンの使用、使い道、いわゆるネット検索のためのパソコンなのか、それとも単に事業用の事務のためのパソコンなのかですね。新規ですよ、パソコンは。その中の詳細な内容についても説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

16ページ、役務費の職員採用試験の詳細ということでございましたが、現在、試験合格者の待ちはいらっしゃいません。

それから時期ということだったんですけども、近隣の消防と本部町、あくまでも予定なんですけれど

も、消防が9月、本部町が11月ということですのでバッティングしないように今後時期を検討していきたいと思っております。

それから何名かということですが、これは職員補充はもちろんでございますが、残りの分についてはまだ詳細が決まっておきませんので、検討事項でございます。

それから要綱については、まだ未作成でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

この事業はあくまでも雇用を創出するというところでやる事業でございます。図書館開設に向けての準備でございます。だから新しい図書とかじゃなくて、このパソコンは管理システム、より分けというんですか、ジャンルごとにより分けて、こういうシステムがありますので、より分け用のパソコンであります。将来的にこの場所で図書室ということになるか、そこのところはちょっとまだ私も、私が申し上げるわけにもいきませんが、あくまでも開設に向けた事業ということでやっております。

一括交付金を利用して、将来的には図書室をここに持っていくということは今からの課題だと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 職員採用については納得ですが、新聞広告料のことがあるんですが、この時期のことについては広告の掲載の予定はいつごろなのか、後で答弁を。掲載の予定ですね。

それと図書館なんですが、350万円という金額からすると、ちょっと色分けというんですか、今の場所ですね、場所については2階部分だと理解していますが、あそこの校舎のですね。バリアフリーのことはどうなのかですね、図書館はそういうのがないとやっぱり健常者だけが利用するわけじゃないので、エレベーターの予定か、それともエスカレーターとか、そういったものまで将来考えているかどうかです。というのは、図書館計画というのは以前にもありましたので、一般質問等でも出ているんですが、新しくつくるといふことになれば当然みんな期待もして、これからいくということになるんですが、今、既設の建物を利用するということになれば、隣にあります社協は全く完全に新築のような感じでエレベーターまで使っています。そのような形にまで持っていければほんとの意味で図書館なんですが、ただ、寄贈された蔵書を集めて図書室ですというのは、今ここの中央公民館にあるのと余り変わらないんじゃないかなということ、予算のこともそうですが、今後はこれにまた増額をして次年度あたりの計画まであるのかですね、その建物のつくりまで考えているかどうか、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

新聞掲載はいつごろかということですが、試験月日をまだ定めてございませんので試験月日が定まった時期に行いますので、まだ新聞掲載の時期は未定でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

これはあくまでも開設の準備に向けた事業でございます。今からですね、やはり図書室の開設に向け

て準備委員会の設置をして、どういうふうに運営していくか、どういうふうに建物をするかというのは今からの話でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第7.「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

日程第8.「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

日程第9.「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後3時03分)